



名前 _____

■ 国会の種類とは 国会は1年中開いているのではない。いつ・何のために開くかで、種類が分かれる。

【国会の種類】

種類	召集(いつ開くか)	主な議題	会期(期間)
㊦ (①) 国会 (毎年必ず開く、いちばん長い国会。 4月からの1年のお金の使い道を決める)	毎年1回、(②)月に召集	(③)の 審議と議決	(④)日間
㊦ (⑤) 国会 (急いで話し合うことができたときに開く)	必要に応じて (⑥)が決定 衆参どちらかの議院の総議員の (⑦)以上の要求が あった場合	国内外の緊急の 問題	両院一致の 議決により 決定
㊦ (⑧) 国会 (衆議院の選挙のあとに開く。 新しい首相を選ぶ)	衆議院の(⑨)による (⑩)選挙の日から (⑪)日以内	(⑫) の指名	両院一致の 議決により 決定
㊦ 参議院の(⑬) (衆議院がない間に、急ぎの用事が できたとき、参議院だけで開く)	衆議院の(⑨)中に 緊急の必要がある場合に 内閣が要求	国内外の緊急の 問題	不定

衆議院は任期が短く(⑨)があるため、(⑭)(国民の多くの意見)を反映しやすい → 参議院と異なる議決があった場合、衆議院の議決が優先されることがある = 衆議院の(⑮)

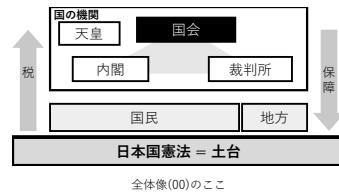
【衆議院の(⑮)】意見が割れたら衆議院

㊦ (⑯) 案の議決	衆議院のみが行うことができる
㊦ (⑫) 案の指名	衆議院の議決を優先する
⌚ (③) 案を出す順番	必ず衆議院に先に提出する = (③)の(⑰)
㊦ (③) 案の議決 (⑱)の承認	(⑲)(衆参の代表が集まって話し合う会)においても衆参の意見が一致しない場合、または、衆議院の議決後(⑪)日以内に参議院が議決しなかった場合、衆議院の議決が国会の議決となる
📄 (⑳) 案の再可決	衆議院で(㉑)の(㉒)以上の賛成で再可決すれば法律として成立する

【国会のことば】

国会の議決に必要な、(㉑)の賛成の数(特別な場合をのぞく)	(㉓)
現在の政権を担当している政党 / それ以外の政党	(㉔) / (㉕)
衆議院と参議院で異なる議決がなされた場合に、両院の代表者によって意見調整を行うために開かれる会議	(⑲)
裁判官が重大な職務違反や非行を行った場合に国会に設置される、裁判官を裁くための裁判所(ひどいことをした裁判官を、やめさせるか決める)	(㉔)
参議院は(⑯)の決議ができない。かわりに政治的責任を問う決議ができる(法的拘束力はない)	(㉔)
政治が正しく行われているかを調べる、国会の権限(政治を調べる)	(㉔)

漢字で書けるものは漢字で書く



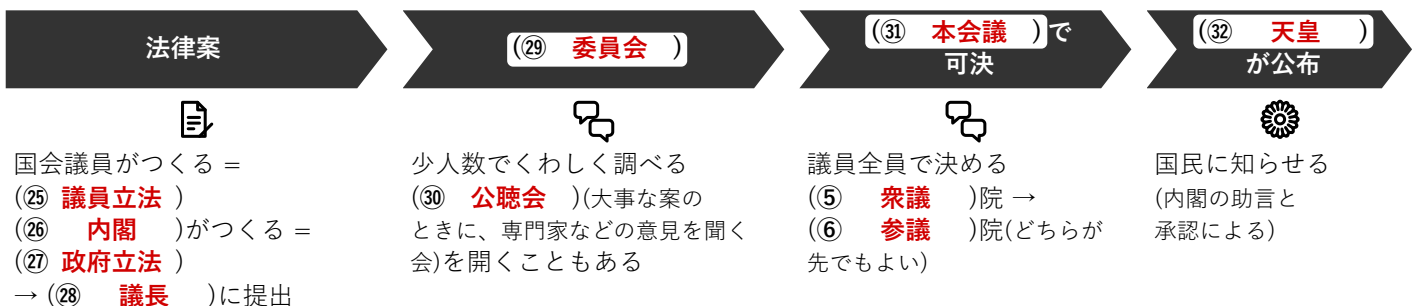
- **全体像では** 全体像(00)の「国会」の箱を くわしく見る。
- **国会とは** 国会 = 国のルール(法律)を決める人たちの集まり。国民が選挙で選んだ議員でできている。法律をつくれるのは国会だけ。
- **たとえば** クラスの学級会。みんなが選んだ代表が話し合っで決めたことが「きまり」になる。
- **なぜ2つ?** 同じ案を2回チェックするため。2つの議院は、選び方と任期がちがう。

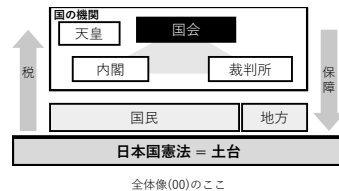
国会は、(① **国権**)の(② **最高機関**)であり、国の唯一の(③ **立法機関**)(法律をつくる機関)である。(憲法第(④ **41**)条)

【比較】(⑤ **衆議**)院と(⑥ **参議**)院

 (⑤ 衆議)院	観点	 (⑥ 参議)院
国民の「いま」の意見を映す 任期が短く、選び直しが多い。だから意見が割れたらこちらを優先(→ 次のページ)	ちがいを ひとことで	落ち着いてもう1回見直す 任期が長く、急に全員は変わらない
(⑦ 465)名	議員定数(議員の人数)	(⑧ 248)名
小選挙区(⑨ 289)名 比例代表(⑩ 176)名	議員選出方法(選び方)	選挙区(⑪ 148)名 比例代表(⑫ 100)名
(⑬ 4)年 ※任期中に解散があると資格を失う	議員の任期 (続けられる年数)	(⑭ 6)年 ※(⑮ 3)年ごとに半数を改選(選び直す)
(⑯ あり)	解散(議員を全員 やめさせ、選挙を やり直す)	(⑰ なし)
(⑱ 18)歳以上の男女	選挙権(投票できる)	(⑱ 18)歳以上の男女
(⑲ 25)歳以上の男女	被選挙権(立候補できる)	(⑳ 30)歳以上の男女
(㉑ 総)選挙	選挙名	(㉒ 通常)選挙
重複立候補可(小選挙区と比例代表の 両方にえられる) (㉓ 拘束名簿式)(政党が決めた順番で当選)	その他	重複立候補不可 (㉔ 非拘束名簿式)(票の多い人から当選)

【法律ができるまで】案をつくる → 少人数で調べる → 全員で決める → 国民に知らせる





■ 国会の種類とは 国会は1年中開いているのではない。いつ・何のために開くかで、種類が分かれる。

【国会の種類】

種類	召集(いつ開くか)	主な議題	会期(期間)
 (① 通常) 国会 (毎年必ず開く、いちばん長い国会。 4月からの1年のお金の使い道を決める)	毎年1回、(② 1)月に召集	(③ 予算)の 審議と議決	(④ 150)日間
 (⑤ 臨時) 国会 (急いで話し合うことができたときに開く)	必要に応じて (⑥ 内閣)が決定 衆参どちらかの議院の総議員の (⑦ 4分の1)以上の要求が あった場合	国内外の緊急の 問題	両院一致の 議決により 決定
 (⑧ 特別) 国会 (衆議院の選挙のあとに開く。 新しい首相を選ぶ)	衆議院の(⑨ 解散)による (⑩ 総)選挙の日から (⑪ 30)日以内	(⑫ 内閣総理大臣)の 指名	両院一致の 議決により 決定
 参議院の(⑬ 緊急集会) (衆議院がない間に、急ぎの用事が できたとき、参議院だけで開く)	衆議院の(⑨ 解散)中に 緊急の必要がある場合に 内閣が要求	国内外の緊急の 問題	不定

衆議院は任期が短く(⑨ 解散)があるため、(⑭ 世論)(国民の多くの意見)を反映しやすい → 参議院と異なる議決があった場合、衆議院の議決が優先されることがある = 衆議院の(⑮ 優越)

【衆議院の(⑮ 優越)】意見が割れたら衆議院

 (⑯ 内閣不信任)案の議決	衆議院のみが行うことができる
 (⑫ 内閣総理大臣)の指名	衆議院の議決を優先する
 (③ 予算)案を出す順番	必ず衆議院に先に提出する = (③ 予算)の(⑰ 先議権)
 (③ 予算)案の議決 (⑱ 条約)の承認	(⑲ 両院協議会)(衆参の代表が集まって話し合う会)においても衆参の意見が一致しない場合、または、衆議院の議決後(⑪ 30)日以内に参議院が議決しなかった場合、衆議院の議決が国会の議決となる
 (⑳ 法律)案の再可決	衆議院で(㉑ 出席議員)の(㉒ 3分の2)以上の賛成で再可決すれば法律として成立する

【国会のことば】

国会の議決に必要な、(㉑ 出席議員)の賛成の数(特別な場合をのぞく)	(㉓ 過半数)
現在の政権を担当している政党 / それ以外の政党	(㉔ 与党) / (㉕ 野党)
衆議院と参議院で異なる議決がなされた場合に、両院の代表者によって意見調整を行うために開かれる会議	(⑲ 両院協議会)
裁判官が重大な職務違反や非行を行った場合に国会に設置される、裁判官を裁くための裁判所(ひどいことをした裁判官を、やめさせるか決める)	(㉖ 弾劾裁判所)
参議院は(⑯ 内閣不信任)の決議ができない。かわりに政治的責任を問う決議ができる(法的拘束力はない)	(㉗ 問責決議)
政治が正しく行われているかを調べる、国会の権限(政治を調べる)	(㉘ 国政調査権)